

毎週火、金曜日発行(但休日に当たるときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 ひな白痢検査の実施  
家畜商免許証の交付  
土地配分計画の作成  
土地改良事業計画等の縦覧
- ◇公安告示 聴聞会の開催
- ◇公告 鳥取県改良普及員資格試験合格者

## 告示

### 鳥取県告示第六百七十五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
鶏。種鶏及び種鶏と同一構内で飼育する鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法  
ひな白痢急速診断法

別表一 ひな白痢検査

実施期日	実施区域	実施場所
十二月三十一日	大栄町別所	佐伯種鶏場
"	赤碕町赤碕	鈴木 "
二十二日	大栄町亀谷	河本 "
"	倉吉市穴沢	森田 "
"	"	山口 "
二十四日	羽合町長瀬	吉田 "
"	北条町土下	岸田 "
"	米里	田村 "

免許番号	現住所	氏名	生年月日	免許証登録年月日
二十五日	関金町安岸	大原		
"	倉吉市般若	高間		
"	泊村石脇	田中		
"	三朝町片柴	徳永		
二十六日	大栄町島	平田		
"	"	長谷川		
"	東伯町逢束	米原		
大 型	八頭郡若桜町中原	山本 政幸	明治四四、二、一	昭和三七、一二、一
小 型	新町	糸井 延蔵	" 二四、三、一	"
"	高野	厨子煎太郎	大正一、一〇、一一	"
"	春米	前任 治吉	明治四二、一〇、六	"
"	八東町南	日置藤太郎	大正六、一二、九	"
"	富枝	山根金次郎	明治四〇、一一、二六	"
"	北山	山本 太郎	" 四三、八、一五	"
"	徳丸	尾崎 幹夫	大正五、七、二五	"
"	船岡町下濃	小河 善一	明治三七、一二、二六	"

鳥取県告示第六百七十六号  
 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第六条第二  
 項の規定による免許証を次のとおり交付した。  
 昭和三十七年十二月十八日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

一〇	一〇	隼福	上田 太郎	大正五、一一、一〇	"
一一	一一	船岡	倉掛 清一	明治一一、七、一〇	"
一二	一二	郡家町万代寺	毛利 保幸	" 三五、一二、六	"
一三	一三	"	吉本 新松	" 二九、三、一八	"
一四	一四	"	吉本 進	昭和七、六、二三	"
一五	一五	篠波	牛橋 良吉	大正一一、九、一八	"
一六	一六	"	土橋 時蔵	明治三二、九、二四	"
一七	一七	"	土橋 安信	大正六、二、五	"
一八	一八	下坂	岸本 栄治	" 一一、二、二六	"
一九	一九	殿	石破 藤蔵	明治二九、一、一	"
二〇	二〇	大坪	森岡 伝	昭和一一、七、二二	"
二一	二一	麻生	安藤 巖	大正一一、五、一〇	"
二二	二二	米岡	森下 作蔵	明治三九、七、一	"
二三	二三	河原町中井	田中 米蔵	大正四、三、六	"
二四	二四	"	田中 朝彦	昭和一一、四、六	"
二五	二五	片山	谷 虎治	明治二九、三、二五	"
二六	二六	徳吉	富山 春治	" 四五、一、一八	"
二七	二七	用瀬町鷹狩	山崎 雄三	" 二八、一、一四	"







一三六	一三六	〃	〃	赤碓	実守 春三	明治四四、三、一〇	〃
一三七	一三七	〃	〃	勝田	生田 鉄藏	〃 二二、一一、一五	〃
一三八	一三八	〃	〃	出上	福本 蘆吉	〃 三八、七、二八	〃
一三九	一三九	〃	〃	東伯町八橋	徳本 徳義	大正一〇、二、一八	〃
一四〇	一四〇	〃	〃	赤碓町赤碓	岩本 憲重	明治三二、七、二〇	〃
一四一	一四一	〃	〃	八幡	浜辺 芳藏	大正 三、九、一八	〃
一四二	一四二	〃	〃	勝田	乗本 幡次郎	明治四一、九、一〇	〃
一四三	一四三	〃	〃	出上	福本 富藏	〃 三五、一、一五	〃
一四四	一四四	〃	〃	西伯郡中山町樋口	国谷 繁太郎	〃 三二、五、一七	〃
一四五	一四五	〃	〃	栄田	江原 宗治	大正 四、三、一五	〃
一四六	一四六	〃	〃	羽田井	尾古 時雄	明治三九、一〇、一六	〃
一四七	一四七	〃	〃	東伯郡大栄町西高尾	石原 幸雄	大正 一四、一〇、二八	〃
一四八	一四八	〃	〃	東伯町中尾	三嶋 達之	昭和 九、六、一四	〃

鳥取県告示第六百七十七号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十七年十二月十八日

区分	地区名	所在	土地	鳥取県知事	石	破	二	朗	要
予入	予植	予増	予反	予団	予体	予積	予摘	予要	
口数	面積	口数	面積	口数	面積	口数	面積	口数	面積
一元	三、〇三	一	一	一	一	一	一	一	一
四、七三〇	二、六、〇八	一	一	一	一	一	一	一	一
既入植者追加配分	既入植者追加配分	既入植者追加配分	既入植者追加配分	既入植者追加配分	既入植者追加配分	既入植者追加配分	既入植者追加配分	既入植者追加配分	既入植者追加配分
一九口(一四戸)	四口(四戸)	二口(二戸)	二口(二戸)	一口(二件)(市町村)	二七口(二五戸)	一口(一戸)	〃	〃	〃
既増反者	既増反者	既増反者	既増反者	既増反者	既増反者	既増反者	既増反者	既増反者	既増反者
三〇口(二八戸)	三〇口(二八戸)	三〇口(二八戸)	三〇口(二八戸)	三〇口(二八戸)	三〇口(二八戸)	三〇口(二八戸)	三〇口(二八戸)	三〇口(二八戸)	三〇口(二八戸)
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
三四、三三	三六、〇八	一、七、三三	一、七、三三	一、七、三三	一、七、三三	一、七、三三	一、七、三三	一、七、三三	一、七、三三

計

既入植者追加配分  
三〇口(二八戸)

既増反者  
三〇口(二八戸)

計  
五四口(三六戸)

鳥取県告示第六百七十八号

昭和三十七年十月三十日付けで岩美郡国府町大字玉鉢集隴良雄ほか十四人の者から申請のあつた玉鉢土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十七年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

一 土地改良事業計画書の写

二 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十七年十二月十八日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所 国府町役場

四 異議の申出

利害関係人においてこの決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内

事に申し出ること。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十九号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第百四条の規定により次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十七年十二月十八日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 米子地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十七年十二月二十六日午前十時三十分から

米子市万能町 米子警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

(1) 米子市博労町一丁目五三

自動車運転者 小 原 二 六 百

(2) 米子市錦町三丁目二

自動車運転者 西 尾 進

(3) 米子市西町八六ノ三

公 告

昭和三十七年度鳥取県改良普及員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和三十七年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 農業改良普及員資格試験合格者

(4) 米子市東町三八 自動車運転者 松 本 孝 行

自動車運転者 坂 田 明

(5) 東伯郡赤碓町大字大父八一九 自動車運転者 小 椋 重 義

自動車運転者 角 正 一

(6) 境港市小篠津町五七二 自動車運転者 山 本 勉

自動車運転者 仙 石 義 彰

(7) 米子市勝田町二四三 自動車運転者 山 本 勉

自動車運転者 山 本 勉

(8) 米子市尾高町一一四 自動車運転者 仙 石 義 彰

受験番号 氏 名 受験番号 氏 名

一 渡辺 浩一 二 中西 誠志

三 高橋 愛昇 四 高橋 健三

五 勝部 名将 六 奥田 敦志

七 大西 淳 八 小畑 一範

九 石破 昭仁 一〇 山根 孝人

一一 若荷 主吉 一二 前田重太郎

一三 秦野 俊美 一四 中田 俊夫

一五 田中 公一 一六 竹本 昶

一七 長岡 宣夫 一八 多田 理一

一九 山本 嘉嗣 二〇 山根 秀

二一 四方 恒男 二二 福本 誠

二三 井上 明男 二五 小玉 孝司

二六 筒井 孝宣 二七 佐々木英紀

二八 井嶋 龍男 二九 油本 武義

三〇 毎野 治夫 三一 広田隆一郎

三二 津川保次郎 三三 田辺 浩三

三四 高橋 節夫

生活改良普及員資格試験合格者

受験番号	氏名	受験番号	氏名
三	小笹 光恵	四	谷口 節子
五	福居三千代	七	江原 昭恵
八	鶴田 紀子	九	猪口美也子
一一	家森恵美子	一二	池信 記江
二三	引田美千代		

昭和四年四月五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市第一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所

定価 二五〇円(送料共)